第15回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年8月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第15回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石槗孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長

報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。

なお、農地利用最適化推進委員については、緊急事態宣言下でありますので 出席を求めておりません。

本日の議事日程について報告いたします。

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長 専決処理について

日程第3 議案第1号及び議案第2号について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長

ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して おりますので、これより第15回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時35分 開会】

議長

それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。 1番 小山委員、8番 柏瀬委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は両名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局 長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹

議案書の3ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。3ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が6筆、面積が1, 145.62 m となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が16件、筆数が162筆、 面積が174,402.67㎡となっております。

合計いたしまして件数が20件、筆数が168筆、面積が175, 548. 29 m となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が4ページに、第5条の届出が5ページから15ページに記載されております。

なお、第5条1番につきましては、あがた駅北産業団地の開発に伴う農地転用となっております。この転用に関連する貸借の解約が、報告事項として26ページから42ページに掲載してございます。

以上報告いたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

10番 星野委員。

10番

10番 星野です。

産業団地を目的とした届出ということは、この地域は市街化区域になった、 という理解でよろしいでしょうか。

副主幹

はい。令和3年3月末に、農業振興地域から除外され、市街化区域に編入された農地です。

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書の16ページをお開きください。8月の申請件数は17件、うち一般住宅4件、太陽光12件、植林1件でした。一覧表ではなく、議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。では、議案書43ページをお開きください。

1番、申請地は名草上町地内の田、2,340㎡ほか1筆、計3,473㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル912枚を1,809.40㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告 書が次の44ページにございます。

事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書53ページをお開きください。

2番、申請地は大沼田町地内の田、112㎡ほか4筆、計3,711㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,044枚を2,071.29㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が次の54ページにございます。

事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書59ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、412㎡ほか1筆、計547㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積117.58㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書60ページをお開きください。

4番、申請地は大月町地内の田、244㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積81.98㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書61ページをお開きください。

5番、申請地は大沼田町地内の田、1,752㎡です。施設の概要は太陽光

発電設備用地で、太陽光発電パネル552枚を1,095.16㎡に設置する ものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区 分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書62ページをお開きください。

6番、申請地は大沼田町地内の田、2,416㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル744枚を1,476.09㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書63ページをお開きください。

7番、申請地は大沼田町地内の田、730㎡ほか2筆、計3,548㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,080枚を2,142.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書64ページをお開きください。

8番、申請地は大沼田町地内の田、1,804㎡ほか3筆、計2,972㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル864枚を1,714.17㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書65ページをお開きください。

9番、申請地は大沼田町地内の田、1,431㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル408枚を809.47㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書66ページをお開きください。

10番、申請地は五十部町地内の田、1,812㎡です。施設の概要は太陽 光発電設備用地で、太陽光発電パネル540枚を1,198.80㎡に設置す るものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地 区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧

のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書67ページをお開きください。

11番、申請地は五十部町地内の田、1,692㎡です。施設の概要は太陽 光発電設備用地で、太陽光発電パネル504枚を1,118.88㎡に設置す るものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地 区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書68ページをお開きください。

12番、申請地は大岩町地内の畑、29㎡です。用途は植林で、後述する13番の太陽光発電パネルを市道から遮蔽するためツバキ8本を植えるものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書69ページをお開きください。

13番、申請地は大岩町地内の畑、448㎡ほか1筆、計818㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル288枚を351.36㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書70ページをお開きください。

14番、申請地は山下町地内の畑、299㎡です。施設の概要は一般住宅 1棟で、延床面積99.57㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおり で、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書71ページをお開きください。

15番、申請地は松田町地内の畑、928㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル220枚を448.40㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書72ページをお開きください。

16番、申請地は板倉町地内の田、332㎡です。施設の概要は一般住宅 1棟で、延床面積101.85㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧 のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書73ページをお開きください。

17番、申請地は羽刈町地内の畑、1,469㎡です。施設の概要は太陽光 発電設備用地で、太陽光発電パネル556枚を682.76㎡に設置するもの です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は 第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧 のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請17件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番 11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の44ページをご覧下さい。

調査年月日は令和3年8月17日、調査班は、柏瀬委員を班長に、岡村委員、 清水委員、長谷川会長、私の5名で、調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの で省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申 請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大 を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというも のです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したと ころ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は355.6キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約40 0万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にか かる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。現在、申請地の西 側を南北に流れる水路が埋まっているため、地元水利組合に確認し、水が流れ るよう改修するとともに、水路周りの草刈りや清掃等を行い、機能の維持に努 めるとのことです。

なお、許可地の増加に伴い、官地の草刈りを人員と回数を増やして実施して いるとのことですが、追い付いていないと認識する方もいるため、計画通りに 対応ができていなければ申請を待ってもらうこともある、と注意を促したと ころ、しっかりと対応したいとの回答がありました。

申請地は、東は宅地、西は畑、北は田および畑、南は田で、水路機能が維持

議長

されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草上町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

今回の申請の内容とは直接関係ないのですが、1番の譲受人は、すでに足利 市内で18haもの農地を太陽光に転用しています。本市の水田面積に占め る割合も多いと思われますが、他市との比較などはありますか。

副主幹

他市の水田面積や太陽光許可面積の数値は把握していません。ただ、本市は 第2種農地が多いと聞いております。農振農用地、第1種農地よりも転用の規 制が緩く、さらに、県内でも本市だけが高圧発電所の設置を目的とした東京電 力の接続余力があるため、事業者から狙われている状況です。

3番 議長 わかりました。

18haというのは、あがた駅南産業団地の面積とほぼ同じです。本市ではここ数年、市街化を含め年間で約20haが太陽光へと転用され、総計では100haくらいになっています。議案書に1番の許可地一覧が掲載されていますが、申請人からの聞き取りによると、引き続き本市で太陽光を設置していく意向でした。また、実情調査報告書にあるように、パネルの処分費の確保が義務付けられたということで、次回の申請から事業計画書にその費用を記載していくとのことでしたので、皆さんも確認願います。

また、先ほど説明がありましたが、本市では、農用地と第1種農地については、周辺農地に与える影響が大きいということで、慎重に審議してきました。そのため、第2種農地にどんどん設置され、15番のように住宅が太陽光に囲まれてしまうケースも出てきています。ただ、住宅に配慮して、これを当会の内規で規制することはできません。裁判で負けると思われます。そのため、今後も法令に基づく判断と、周囲への影響を最小限に抑える指導しかない、というのが現状です。

皆さんもご承知かと思いますが、今後、第1種農地における営農型太陽光の申請が上がってくると思われます。経産省では推奨、一方の農水省は、Q&Aで周囲の農地に影響を与えないように、としているため、当事務局は相談者からつつかれ、苦労しています。やはり、当会は農地を守る立場ですので、周囲を農地で囲まれている場合はご遠慮ください、という回答なのですが、今月も「なぜできないんだ」という問合せを受けているそうです。

3番 議長 本市での許可実績を教えてください。

第2種農地における営農型で1件。これは、農業経営基盤強化促進法で購入 した農地であるため、農業に使っていただく必要があり、営農型の設置を求め たものです。第1種農地については、周囲に与える影響が少ないということで 許可した事例があります。農用地については、佐野市、栃木市なども縁辺でな ければ許可しないという、本市と同様の判断です。

では、審議に入ります。本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員。

5番 5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の54ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班については、1番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由についても同じく省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は407.1キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約470万円の売電収益となり、10年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。公図にない畦畔及び水路は現況を維持する計画ですが、本申請地は水路が複雑に入り組んでいるため、下流の営農地に支障が生じないよう、施工の際には水利組合及び営農地の耕作者と十分に協議するよう求め、了承を得ました。

また、必ず工事前に近隣住民へ事業概要を説明すること、道幅の狭い道路の 往来には細心の注意を払うとともに、アスファルト等を破損させた場合は市 所管課の指導のもと対応するよう要請し、承諾を得ました。

申請地は、東は宅地、西は田および宅地、北は宅地、南は田で、水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、大沼田町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から17番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、3番から17番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を 交代いたします。

【午前10時12分 議長交代】

議長

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま す。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の21ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和 3年8月31日公告予定分であります。

議案書の22ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権 設定、利用権設定が、7件で面積22,210㎡です。所有権移転は3件です。

貸借権設定についてですが、詳細が23ページから24ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。 25 ページをご覧下さい。今回は3 件で、面積は合計で11, 769 ㎡です。内容を説明いたします。

1番、申請地は高松町地内の田、面積1,447㎡ほか2筆、計4,561㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。

続く2番、申請地は百頭町地内の田、面積1,684㎡ほか4筆、計6,584㎡で、売買価格は10a当たり40万4千円です。

続く3番、申請地は高松町地内の田、624㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、8月31日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から3番及び所有権移転の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員、 6番 岡村委員、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時14分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の1番から3番及び所有権移転の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した3名の委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前10時15分 出席・議長交代】

議長

続いて貸借権設定の4番から7番及び所有権移転の2番、3番を上程いた します。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の4番から7番及び所有権移転の2番、3番は そのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せて おきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第15回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時17分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9時月27日

足利市農業委員会

1番委員

8番委員